

平成30年9月度 広告表示・景品提供等に関する相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

9月度の全体の相談受付件数は計101件で、前月度と比較すると28件増（新車関係6件増、中古車関係7件増）、対前年同月比では8件減（新車関係16件減、中古車関係2件増）となりました。

相談者の内訳では、「広告代理店」からの相談が全体の約49%を占めており、その内、メーカー系ディーラーが広告主となっている広告等に関する相談が約53%（26件）を占めています。「メーカー系ディーラー」からの相談（21件）と合わせると、メーカー系ディーラーの広告等に関する相談が全体の約34%（47件）を占めています。

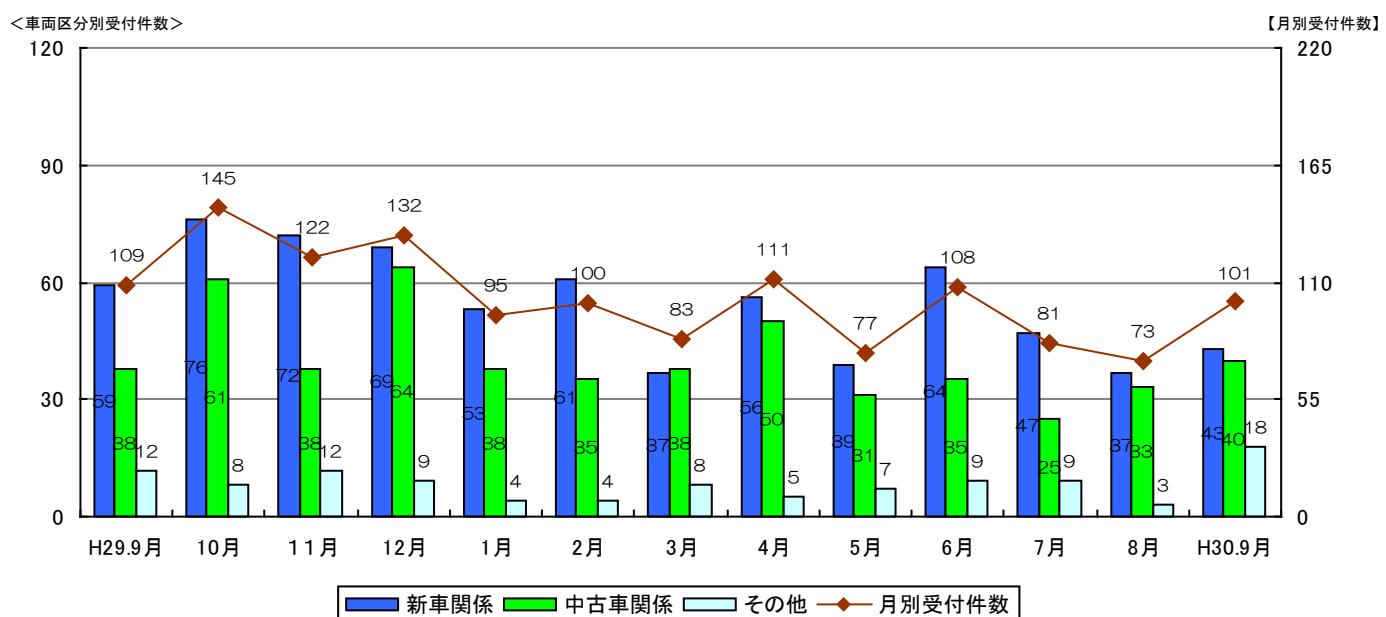
【相談者の内訳・平成30年9月】

| 相談者 | 新車関係 | 中古車関係 | その他 | 計 |
|------------|------|-------|-----|-----|
| | 43 | 40 | 18 | 101 |
| 広告代理店 | 23 | 16 | 10 | 49 |
| メーカー系ディーラー | 12 | 4 | 5 | 21 |
| 自動車関係団体 | 2 | 10 | 2 | 14 |
| 中古車専業店 | 0 | 8 | 0 | 8 |
| メーカー | 4 | 1 | 0 | 5 |
| 中古車情報誌社 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 新聞社 | 0 | 1 | 0 | 1 |
| テレビ・ラジオ局 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| その他 | 1 | 0 | 1 | 2 |

広告代理店からの相談における広告主の内訳

| | |
|------------|----|
| メーカー | 13 |
| メーカー系ディーラー | 26 |
| 中古車専業店 | 10 |
| その他 | 0 |

【相談受付件数の推移・平成29年9月～平成30年9月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する相談が全体の約41%、『特定事項の表示』に関する相談が約35%を占めており、両項目で表示に関する相談の約76%を占めています。

【相談受付状況】

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------|----|-------|------|----|------|
| 表示関係 | 34 | 79.1% | その他 | 0 | 0.0% |
| 景品関係 | 9 | 20.9% | 合 計 | 43 | 100% |

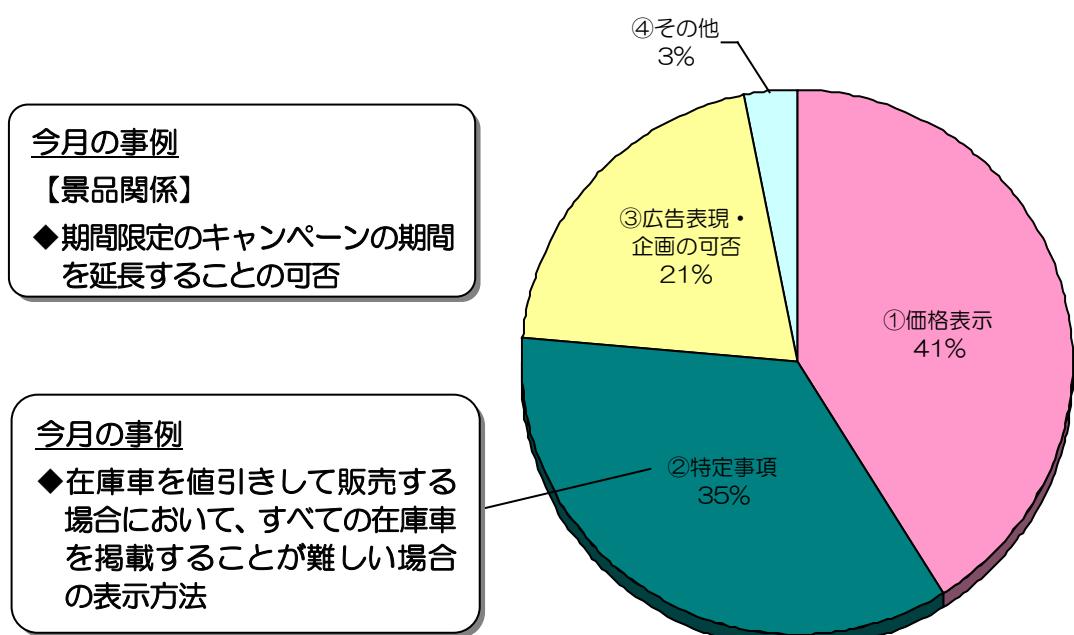
[表示関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|--------|----|-------|-------------|----|-------|
| ①価格表示 | 14 | 41.2% | ③広告表現・企画の可否 | 6 | 17.6% |
| 表示方法 | 6 | 17.6% | | 2 | 5.9% |
| 値引表示 | 2 | 5.9% | | 7 | 20.6% |
| 割賦・リース | 6 | 17.6% | | 2 | 5.9% |
| ②特定事項 | 12 | 35.3% | 広告表現の可否 | 1 | 2.9% |
| ランキング | 2 | 5.9% | 企画の可否 | 4 | 11.8% |
| 燃費 | 2 | 5.9% | 抽象的な問い合わせ | 1 | 2.9% |
| | | | ④その他 | 1 | 2.9% |
| | | | 合 計 | 34 | 100% |

[景品関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------------|----|-------|------------|----|-------|
| 総付景品（もれなく） | 1 | 11.1% | オープン懸賞 | 2 | 22.2% |
| 一般懸賞（抽選等） | 2 | 22.2% | その他（期間延長等） | 4 | 44.4% |
| | | | 合 計 | 9 | 100% |

【表示関係】 相談の内訳



広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧下さい。

今月の事例 [新車関係]

[在庫車を値引きして販売する場合において、すべての在庫車を掲載することが難しい場合の表示方法]

Q. 在庫車を20台用意し、車両本体価格から値引きした特別価格で販売する予定です。しかし、紙面のスペースの都合ですべての在庫車を掲載することができません。どのように対応したら良いですか？

A. 規約第3条第4項では、広告において、特価等価格が有利である旨を表示する場合は、その根拠となる販売価格を表示しなければならない、としています。しかしながら、今回のように、スペースの都合上、対象となる在庫車すべてを掲載することが難しい場合、在庫車の一部の販売価格を明瞭に表示するとともに、それ以外の在庫車の詳細については、店頭や電話等で説明できるよう対応して下さい。

20台限定 在庫車ご用意いたしました！



| | | |
|--|--|--|
|  A店1台 B店1台 <small>車両本体価格</small> 222万円のところ 200万円* |  B店1台 C店1台 <small>車両本体価格</small> 247万円のところ 220万円* |  C店2台 <small>車両本体価格</small> 199万円のところ 180万円* |
|--|--|--|

上記以外の在庫車の詳細については、店頭又はお電話でご確認下さい。
※価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません

[期間限定のキャンペーンの期間を延長することの可否]

Q. 9月末までの1ヶ月間、新車を購入された方を対象に、1. 9%低金利キャンペーンを実施していますが、10月からは1. 9%の低金利に加え、オプション5万円分をプレゼントするキャンペーンを実施したいと考えています。別企画と考えて、実施しても問題ないでしょうか？

<9月配布のチラシ広告>

9月末までに成約した方が対象
1. 9%低金利キャンペーン
実施中！

期間延長

<10月配布予定のチラシ広告>

1. 9%低金利
+オプション5万円分プレゼント
実施中！

A. 10月以降のキャンペーンのうち、「1. 9%低金利キャンペーン」については9月末まで実施したキャンペーンと同一の企画です。そのため、「9月末までに成約した方が対象 1. 9%低金利キャンペーン」と表示し、実施したにもかかわらず、10月にも同様のキャンペーンを実施（期間延長）した場合、「9月末まで」との表示が、あたかも9月末までに新車を成約した場合に限り、1. 9%の低金利が適用されるかのように、一般消費者に誤認される不当表示（有利誤認表示）に該当するため、問題となります。

以上のことから、「1. 9%低金利キャンペーン」は、9月末で終了する必要があります。

なお、10月のキャンペーンについては、例えば、オプション 5 万円分プレゼントのみ実施するなど、内容を変更して実施して下さい。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『広告表現・企画の可否』に関する相談が全体の48%、『価格表示』に関する相談が約26%を占めており、両項目で表示に関する相談の約74%を占めています。

【相談受付状況】

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------|----|-------|------|----|-------|
| 表示関係 | 31 | 77.5% | その他 | 7 | 17.5% |
| 景品関係 | 2 | 5.0% | 合 計 | 40 | 100% |

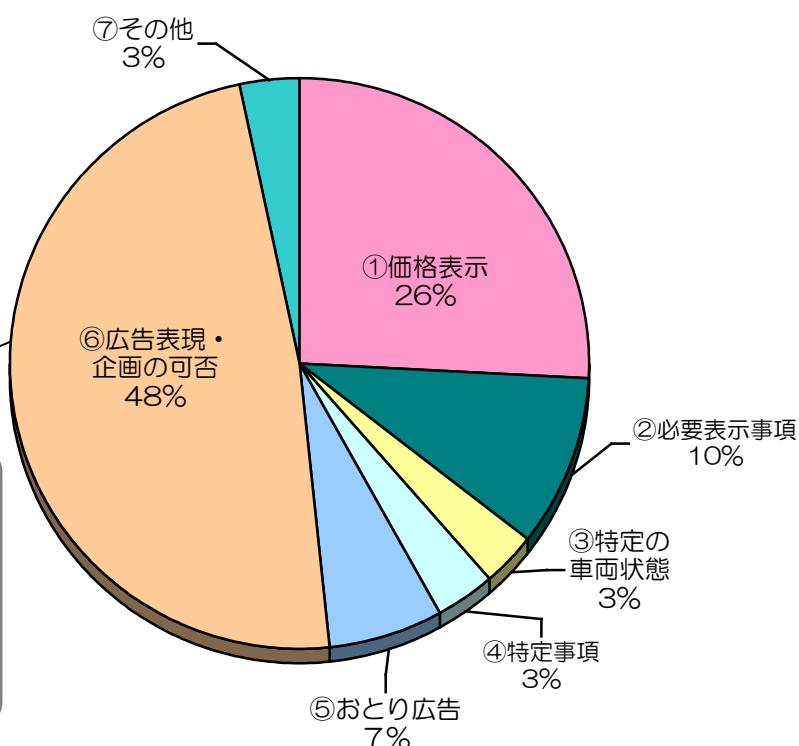
[表示関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|----------|----|-------|-------------|----|-------|
| ①価格表示 | 8 | 25.8% | ⑤おとり広告 | 2 | 6.5% |
| | 5 | 16.1% | ⑥広告表現・企画の可否 | 15 | 48.4% |
| | 3 | 9.7% | 広告表現の可否 | 6 | 19.4% |
| ②必要表示事項 | 3 | 9.7% | 企画の可否 | 1 | 3.2% |
| | 1 | 3.2% | 抽象的な問合せ | 8 | 25.8% |
| | 2 | 6.5% | ⑦その他 | 1 | 3.2% |
| ③特定の車両状態 | 1 | 3.2% | 合 計 | 31 | 100% |
| ④特定事項 | 1 | 3.2% | | | |
| | 1 | 3.2% | | | |

[景品関係の相談内訳]

| 相談内容 | 件数 | 比率 | 相談内容 | 件数 | 比率 |
|------------|----|-------|-----------|----|-------|
| 総付景品（もれなく） | 1 | 50.0% | 一般懸賞（抽選等） | 1 | 50.0% |
| | | | 合 計 | 2 | 100% |

【表示関係】 相談の内訳



広告表示・景品提供に関するよくある相談につきましては、[こちら](#)をご覧下さい。

今月の事例 [中古車関係]

[キャッシュバックの企画の可否]

Q. 新車、又は中古車を成約された方全員に、車両価格から10万円をその場でキャッシュバックするキャンペーンを実施したいのですが、可能でしょうか？

期間内に新車、又は中古車ご成約の方全員に、 10万円キャッシュバックキャンペーン 9月1日（土）～7日（金）まで

A. キャッシュバックなどの方法により、現金の割り戻しを行う行為は正常な商慣習に照らし、値引きに該当します。広告等において、車両価格からキャッシュバックする旨、また、値引きする旨を表示し実施する場合、新車については、車両の品質等の同一性が担保できることから可能ですが、中古車については、品質の劣化や、車検残及び自賠責・自動車税未経過分の減少等により経済価値が下落する等、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であることから、当該表示は一般消費者に実際のものよりも著しく有利であると誤認される不当表示に該当するおそれがあります。

そのため、本企画については、新車の成約者のみを対象として実施し、中古車の成約者に対しては、景品規制の範囲内の景品をプレゼントするなど、内容を変更して下さい。

[「アウトレット車」との名称を付して表示することの可否]

Q. 修復歴がある車両で10万キロ以上走行した車に対し、「アウトレット車」との名称を付して表示することは可能でしょうか？

アウトレット車 販売します！



コートリ 1.5X (2WD)

販売価格 150万円*

- 初度登録28年
- 検31年12月
- 赤 ■10万km
- 車台番号510
- 修復歴あり
(修復歴の部位は店頭で確認下さい)
- 保証付
(1年間、走行距離無制限)

*価格には保険料、税金（消費税除く）、自動車リサイクル料金、その他登録等に伴う費用等は含まれておりません。

A. 規約等において、「アウトレット車」との用語に関する明確な定義はありませんので、当該用語を使用する際は、例えば、「当店のアウトレット車とは、修復歴ありで、10万キロ以上走行した車です。」等、その定義を明瞭に表示して下さい。